

指定給水装置工事事業者の申請等の扱いについて

1 窓口に申請書類を取りに来た場合は、以下の3点を確認の上お渡しください。

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 申請書の別表にあたる機械器具調書
- ③ 誓約書

2 ③の誓約書の内容は、下記に該当しないことを制約する書類です。

- イ 禁治産者もしくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 水道法に違反して刑に処され、その復権を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- ハ 第25条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められるに足りる相当の理由があるもの
- ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当があるもの

3 申請時に下記の書類を添付して下さい。

- ア 法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本及び全部記載事項証明、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書写し
- イ 給水装置工事主任技術者免許状の写し
- ウ 申請書に記載した住所地での会社、機械器具を示す写真及び会社案内図

4 その他指定の際、手数料として10,000円を納付していただきます。